

令和5年6月定例農業委員会議事録

開会 6月23日(金)午後4時

(欠席委員)伊藤健二委員、酒井峰男委員、深谷明良委員、原田一豊委員、
梶川京三委員、近藤浩尚委員、加納勇委員、太田孝司委員
(事務局出席者)成田事務局長、原田事務局次長、森下副主幹、鈴木主査、
柘植主事

(傍聴人) 0名

議長：ただいまから6月定例農業委員会議を開催します。

現在の出席委員は農業委員11名、農地利用最適化推進委員2名です。

議事に入る前に、本日の会議の議事録署名の委員を指名します。

9番深谷良金委員、10番久野裕吉委員、よろしくお願いします。

それでは、議事に入ります。

議長：議案第13号、農地法第4条の規定による許可申請の意見について、事務局から説明を求めます。

【議案第13号、農地法第4条の規定による許可申請について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明のありました番号1 三好上の件について、地元の久野裕吉委員から御意見をお願いします。

久野委員：現在当該地は休耕地で、周辺は耕作地もありますが、住宅地となりつつある場所であるため、影響はないと思います。

議長：ありがとうございます。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

よろしいですか。

ご意見等ないようですので番号1について採決をとります。番号1について、県に対し進達するにあたり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号1について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

《採決結果：議案第13号 全員賛成1件》

議 長：議案第14号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について、事務局からの説明を求めます。

【議案第14号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：ただいま事務局から説明のありました番号1、打越の件について、地元の近藤雅俊委員から御意見を申し上げます。

近藤(雅)委員：一昨日に現場確認をし、分家住宅であるため、特に問題ないと思います。

議 長：ありがとうございます。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

野々山委員：今回申請地と道路との間に不自然に使われない土地がありますが、事業計画地には入らないのでしょうか。

事務局：申請人及びその親族の土地ではないため、申請地には含まれず、出入りも当該箇所を避けて行うと聞いております。

議 長：ほかにご意見はありますか。

意見等ないようですので、番号1について採決を採ります。

番号1について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号1について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議 長：続きまして、番号2、苧生の件について、地元の近藤進委員から御意見を申し上げます。

近藤進委員：前回審議後に所有者と話をし、一部残っても耕作がしづらく、全体でとなった経緯もあるとのことでしたので、不自然に農地が残ることもないため、特に問題ないと思います。

議 長：事務局補足を申し上げます。

事務局：所有者の思いはあるとは思いますが、申請者側から当該施設利用者数等を考えた結果、現在の面積になったと聞いております。

議 長：ありがとうございます。ただいま地元委員から説明がありましたがご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

野々山委員：確認ですが、議案の中で当該地がいまだ農振農用地になっておりますが、3月案件として諮問をしても、まだ除外には至っていないということでしょうか。

事務局：おっしゃる通りで、除外のすべての手続きが終わっていないため、現状は農振農用地であります。しかしながら、事前同意は県からいただいているので除外がされるものとして、農地転用の申請を受け付けています。

議長：ほかにご意見はありますか。

御意見等ないようですので、番号2について採決を採ります。

番号2について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号2について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

《採決結果：議案第14号 全員賛成2件》

議長：議案第15号、農用地利用集積計画の決定について、事務局からの説明を求めます。

【議案第15号、農用地利用集積計画の決定について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明がありましたが、全体を通して御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：御意見等ないようですので、採決に移ります。

本件について採決します。計画の決定に賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、決定することとします。

《採決結果：議案第15号 全員賛成4件》

議長：続いて、諮問に移ります。諮問第3号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見について事務局からの説明を求めます。

【諮問第3号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明があった番号1、三好上の件について、地元の久野裕吉委員から御意見を申し上げます。

久野委員：農用地区域としては各筆の一部となっておりますが、転用は全体を利用するというものです。現在は水稻の作付けが行われておりますが、周辺は住宅地となっているため、影響は少ないものと思います。

議長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたがご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

近藤(雅)委員：資料中にある現経営面積より除外面積のほうが少ないのに除外後は経営面積がなくなってしまうのはなぜでしょうか。

事務局：所有者の現経営面積は当該土地のみであり、最終的には当該土地すべてが転用されるため、経営面積がなくなるということで、記載しております。当該土地の農用地区域は一部であるため混乱を招いたと思われる。

議長：ほかに御意見等はありませんか。

野々山委員：当該土地はセメント路盤改良の上に砕石敷きという計画になっておりますが特定都市河川の協議は行っているのでしょうか。排水管の太さが太いので垂れ流しになると思われるので影響を考慮していただきたいです。

事務局：関係機関には協議を行っていることを確認しておりますが、再度確認いたします。

議長：下流域への影響に関する内容ですが、採決についてはいかがでしょうか。

鈴木委員：他法令の技術的な問題であり、除外に関する6要件には影響はないと思います。

野々山委員：協議をしっかりといただき、他法令の問題がなければ良いと思います。

事務局：再度確認するよう指導します。

議長：それでは本日議決を取ります。ほかに御意見等はありませんか。

深谷(良)類：再度確認しますが、農振除外として申請が出ている形と、転用計画図面が違う理由を教えてください。

事務局：転用計画図の内、今回申請が出ている以外の部分の土地は白地であり、農振除外には当たらないため、今回の農振除外の申請地からは外れております。ただし、最終的な転用は計画図の通りになります。

議長：ほかに御意見等はありませんか。

御意見等ないようですので、採決に移ります。

番号1について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号1について、適当であるとして、市へ答申することとします。

議長：続きまして、番号2、地元の深谷良金委員からご意見ををお願いします。

深谷(良)類：申請地は面積がかなり大きく周辺への影響があるのではないかと思います。一段の農地の端であるため、農用地区域除外の要件を満たすと思います。また、説明会がすでに済んでおり、反対意見もなかったため、特に問題ないと思います。

議長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありました。ご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：御意見等ないようですので、採決に移ります。

番号2について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号3について、適当であるとして、市へ答申することとします。

議長：続きまして、番号3打越の件について、地元の近藤雅俊委員からご意見ををお願いします。

近藤(雅)委員：現地を確認しまして、転用については特に問題ないと思いますが、番号1と同じく除外により減少する面積と残りの経営面積の差異があると思いますが、なぜでしょうか。

事務局：先ほどと同じく、転用計画図の内、今回申請が出ている以外の部分の土地は白地であり、農振除外には当たらないため、今回の農振除外の申請地からは外れております。ただし、最終的な転用は計画図の通りになります。

議長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたがご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：御意見等ないようですので、採決に移ります。

番号3について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号3について、適当であるとして、市へ答申することとします。

議長：ただいま、事務局から説明のあった番号4福谷の件について、地元の鈴木光広委員からご意見ををお願いします。

鈴木委員：申請者は令和2年に事業を開始しており、3年経過し客足が増えており、今の駐車場だけでは足りず、近隣事業者の駐車場を緊急的に借りている状況です。これ以上近隣事業者に迷惑をかけることはできないため申請に至ったということです。申請地については元々当該事業地と一つの土地であり、今回残りの部分を転用する形となるため、場所から見てもやむを得ない案件だと思います。

議長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたがご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

深谷(良)委員：周辺状況を見ると農地を分断するようには見えるのですが、周辺はどういう状況でしょうか。

事務局：周辺状況としては、当該土地が一段の農地の一番端であるため農地の

分断にあたることはありません。

議 長：ほかに御意見等はありませんか。

御意見等ないようですので、採決に移ります。

番号4について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は
挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号4について、適当であるとして、市へ答申する
こととします。

《採決結果：諮問第3号 全員賛成4件》

議 長：諮問第4号については、議事参与が制限されますので該当委員は退席
をお願いいたします。

(該当委員退席)

議 長：諮問第4号、農地利用集積等促進計画案に対する意見について、事務
局から説明を求めます。

【諮問第4号 農地利用集積等促進計画案に対する意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：ただいま事務局から説明がありました。全体を通してご意見等のあ
る委員は、挙手の上発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それではご意見等がないようですので、採決に移ります。

諮問第4号について、市に対し、適当であると答申することに、賛成
の委員は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

議 長 全員賛成により、諮問第4号について、適当であるとして、市に
対し答申することといたします。

《採決結果：諮問第4号 全員賛成4件》

(委員着席)

議 長：続いて、事務局から報告をお願いします。

[事務局報告]

事務局：《資料に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明がありましたが、御質問等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：以上で予定していた議事等は全て終了いたしました。

これをもちまして議長の職を終了させていただきます。

引き続き、農地利用最適化推進会議を行いますので、議事の進行を事務局へ渡します。

事務局：はい、それでは、引き続き農地利用最適化会議のほうを進めたいと思います。

本日、机の上に配付しました6月の農地利用最適化推進会議の資料に沿って進めていきたいと思えます。

1 協議・報告事項

- (1) 農業委員会活動記録簿について
- (2) 農業委員会貸与物品について

2 その他

- (1) 懇親会について

事務局：ありがとうございました。

次回、7月の定例会議につきまして、7月19日(水)午前9時から、3階研修会1～3での開催となります。また御案内させていただきます。よろしくをお願いします。

慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、6月定例農業委員会及び農地利用最適化推進会議を終了したいと思います。

一同、御起立ください。

一同、礼。

(閉会午後4時50分)